

(重要) 本事務連絡は、5月23日(月)付で改定された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」及び内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長より各都道府県知事等宛に発出された「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について(事務連絡)」の内容等について周知するものです。関係者に周知願います。

都道府県・指定都市文化行政主管部課長

文化庁政策課長

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づく
イベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について

今般、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(以下「対処方針」という。)の改定が行われました。

改定された対処方針に基づき、令和4年5月23日付で内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長より各都道府県知事等宛に「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について(事務連絡)」が発出されております。

これらを踏まえたイベント開催にあたっての留意事項等についてお知らせいたします。

改定された基本的対処方針においては、基本的な感染対策の一つである「マスクの着用」について、

- ・屋内において、他者と身体的距離(2m以上を目安)がとれない場合、他者と距離がとれるが会話を行う場合、屋外において他者と距離がとれず会話を行う場合は、マスクの着用を推奨すること
- ・高齢者等との面会時や病院内など、重症化リスクの高い者と接する場合にはマスクの着用を推奨すること
- ・マスクは不織布マスクを推奨すること
- ・屋内において他者と身体的距離がとれて会話をほとんど行わない場合は、マスク着用は必要ないこと

・屋外において、他者と身体的距離が確保できる場合、他者と距離がとれない場合であっても会話をほとんど行わない場合は、マスクの着用は必要なく、特に夏場については、熱中症予防の観点から、マスクを外すことを推奨すること等が、新たに明記されています。

なお、イベント等の開催制限に係る規模要件等については、従前の取扱いに変更ありません。

各都道府県・指定都市文化行政主管課におかれましては、これらの内容について御了知いただくとともに、各地域の感染状況を踏まえ、対処方針等に十分留意し、引き続き安全確保に最新の注意を払い、感染拡大防止に万全を期するようお願いいたします。

その際、例えば、演者と観客の距離を2m以上確保することで、演者がマスク無しで公演を行っている団体など、各団体ごとに、随時ガイドラインを見直して対応しているところです。こうしたことから、各団体において、今般の基本的対処方針を踏まえて、引き続き、これまでのルールの見直し等も含めて適切に検討をいただくようお願いします。

なお、感染防止安全計画を策定しないイベントについては、都道府県が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストをイベント主催者等が作成し、HP等で公表することとなっております（当該チェックリストについては、イベント終了日より1年間保管することとされている）ので、これまでも適切にご対応いただいていると思いますが、改めてご確認いただきますようお願いいたします。

また、域内の市区町村の文化担当部署、その他の関係機関に対しても周知されるようお願いいたします。

(参考資料)

- ・令和4年5月23日 新型コロナウイルス感染症対策本部（第92回）

https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/sidai_r040523.pdf

- ・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年11月19日（令和4年5月23日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）

https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_r_20220523.pdf

(新旧対照表)

https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_taishou_20220523.pdf

- 基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（令和4年5月23日付 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長事務連絡）

https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenraku_seigen_20220523.pdf

- イベント開催等における感染防止安全計画等について（改定その5）（令和4年2月10日付 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長 事務連絡）

https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenraku_eventkaisai_20220523.pdf

本件連絡先 文化庁政策課 電 話：03-6734-2809（直通） メー ル：s-kikaku@mext.go.jp
--